○関東地方整備局告示第二百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二十六日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　那須塩原都市計画道路事業三・四・十五号黒磯本通り

三　事業施行期間　自平成二十八年九月二十六日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　栃木県那須塩原市本町地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十六日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百一号	名古屋市緑区大根山二丁目一二三番から同市緑区南大高二丁目一二番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年九月二十六日

○近畿地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十六日　近畿地方整備局長　池田　豊人

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二十八号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
淡路市岩屋字白塚四七三番一から同市岩屋字鵜崎二九四二番一四まで	前	一五・〇九～七五・六五メートル	一・〇〇八キロメートル
	後	一五・〇九～七三・七一メートル	一・〇〇八キロメートル

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○北海道開発局告示第二百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十六日　北海道開発局長　今　日出人

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百三十八号及び二百三十九号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡湧別町信部内六一番一から紋別市沼の上一八三番一まで	前	一七・一五～七七・九〇メートル	〇・〇八七キロメートル
	後	一七・八五～七五・六一メートル	〇・〇八七キロメートル

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第二百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十六日　北海道開発局長　今　日出人

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三百九十三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道虻田郡倶知安町字扶桑四三九番から同町字扶桑六番一まで	前　A	一四・五〇～五〇・九〇メートル	〇・六二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　B	一五・四〇～二〇・一〇メートル	〇・五四七キロメートル	
	後　B	一五・四〇～四四・三五メートル	〇・五四七キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第二百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十六日　北海道開発局長　今　日出人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十八号及び二百三十九号	北海道紋別郡湧別町信部内六一三八番一から紋別市沼の上一五三番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年九月二十六日

人事異動

人事院

○人事院総裁職務代行の終了

人事院総裁一宮なほみは、海外出張中のところ、九月二十四日帰朝したので、人事院総裁職務代行人事官吉田耕三の人事院総裁職務代行は終了した

法務省

○定年退官

横浜区検察庁副検事新江正治は、検察庁法第二十二条の規定により九月二十一日限り定年退官

外務省

（経済局政策課企画官）外務事務官　森　和也

総合外交政策局参事官に昇任させる（九月七日）

特命全権大使　松井　正人

ホンジュラス国駐箚を命ずる　同

パナマ国駐箚を命ずる　同

ブラジル国駐箚を命ずる　同

バルバドス国駐箚を命ずる　同

カンボジア国駐箚を命ずる　佐藤　悟

（トリニダード・トバゴ国兼アンティグア・バーブーダ国、ガイアナ国、グレナダ国、スリナム国、セントクリストファー・ネーヴィス国、セントビンセント国、セントルシア国、ドミニカ国、バルバドス国駐箚）特命全権大使　品田　光彦

バルバドス国駐箚を免ずる（以上九月九日）　同

（コンゴ民主共和国駐箚）特命全権大使　堀之内秀久

兼ねてコンゴ共和国駐箚を命ずる（九月十三日）

財務省

（国際局次長）財務事務官　土井　俊範

国際局長武内良樹外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（九月二十日）